
地域生物多様性増進法における法律上の特例について

令和8年2月



認定計画に係る法律上の特例

<法律上の特例措置> (第15条～第22条関係)



認定により、自然公園法等の
手続をワンストップ化・簡素化

①保護地域等における行為規制等の特例

法律	対象地域	特例の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等） ・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等）等
自然環境保全法	自然環境保全地域	
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	
森林法	地域森林計画対象民有林	・伐採等の届出

②関連法令の認定みなし

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防除 (外来生物法)	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事業 (自然公園法、自然環境保全法)	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。
保護増殖事業 (種の保存法)	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。

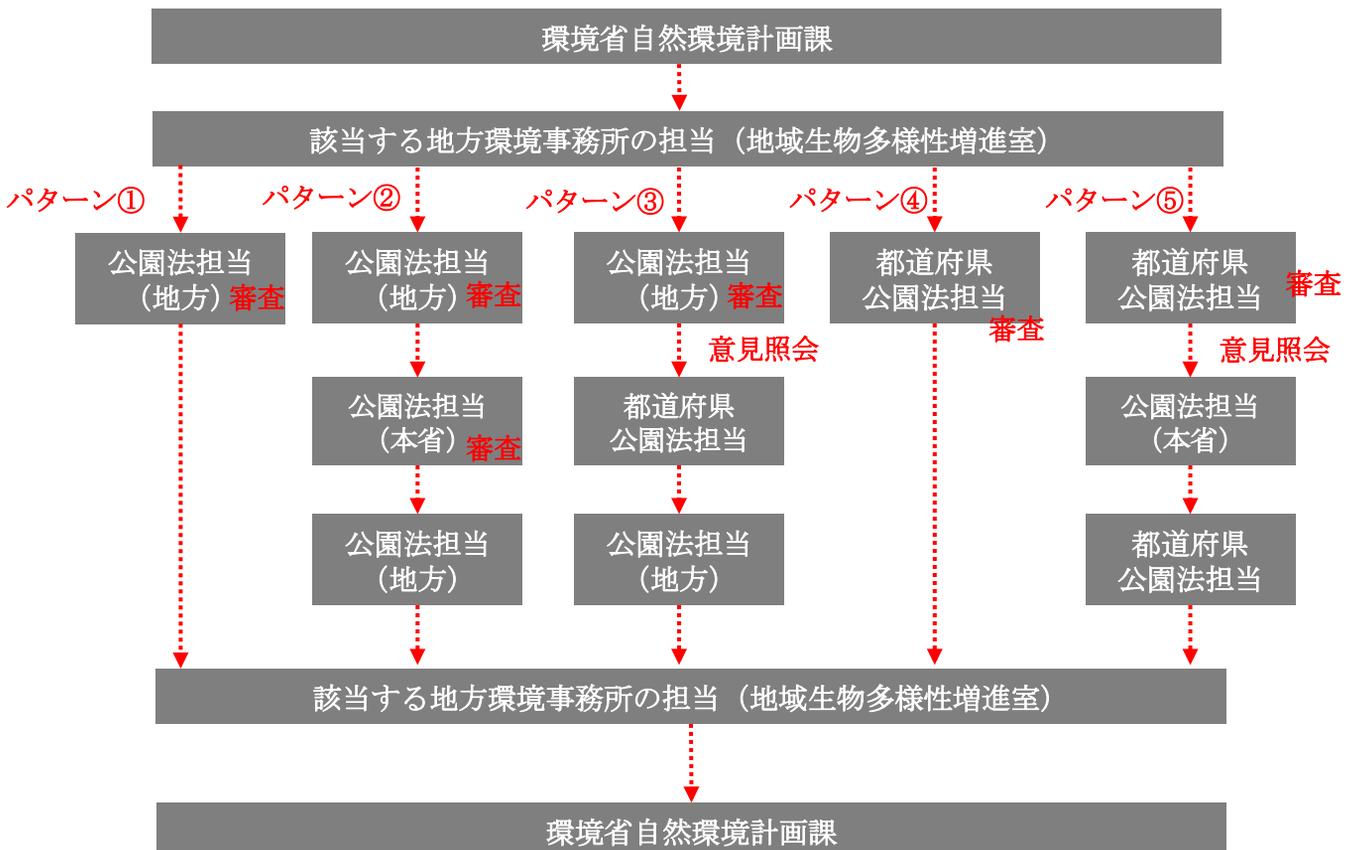
特例と地方公共団体

			認定時※申請者である地公体除く	
			都道府県	市町村
			計画の内容	
自然公園法	増進計画、連携増進計画	国定公園内の、第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は第33条第1項の規定による届出を要するもの	同意付協議	—
	増進計画、連携増進計画	国定公園内の第41条第2項の確認又は同条第3項の認定を要する自然公園生態系維持回復事業	同意付協議	—
	増進計画、連携増進計画	その他の特例	—	—
自然環境保全法	増進計画、連携増進計画	特例	—	—
種の保存法	増進計画、連携増進計画	特例	—	—
鳥獣法	増進計画、連携増進計画	都道府県指定特別保護地区における第29条第7項の許可を要するもの	同意付協議	—
	増進計画、連携増進計画	その他の特例	—	—
外来生物法	増進計画、連携増進計画	市町村、民間による防除	通知(意見を述べるができる)	—
	増進計画、連携増進計画	その他の特例	—	—
森林法	増進計画、連携増進計画	10条の8第1項の規定による届出書の提出を要する行為	—	同意付協議
都市緑地法	増進計画、連携増進計画	第8条第1項の規定による届出又は第14条第1項の許可を要する行為	同意付協議	市への同意付協議(市の区域内の場合のみ)
	増進計画、連携増進計画	第8条第7項後段若しくは第14条第4項の規定による通知又は同条第8項後段の規定による協議を要する行為	協議	市への協議(市の区域内の場合のみ)

特例あり

【公園法におけるパターン】

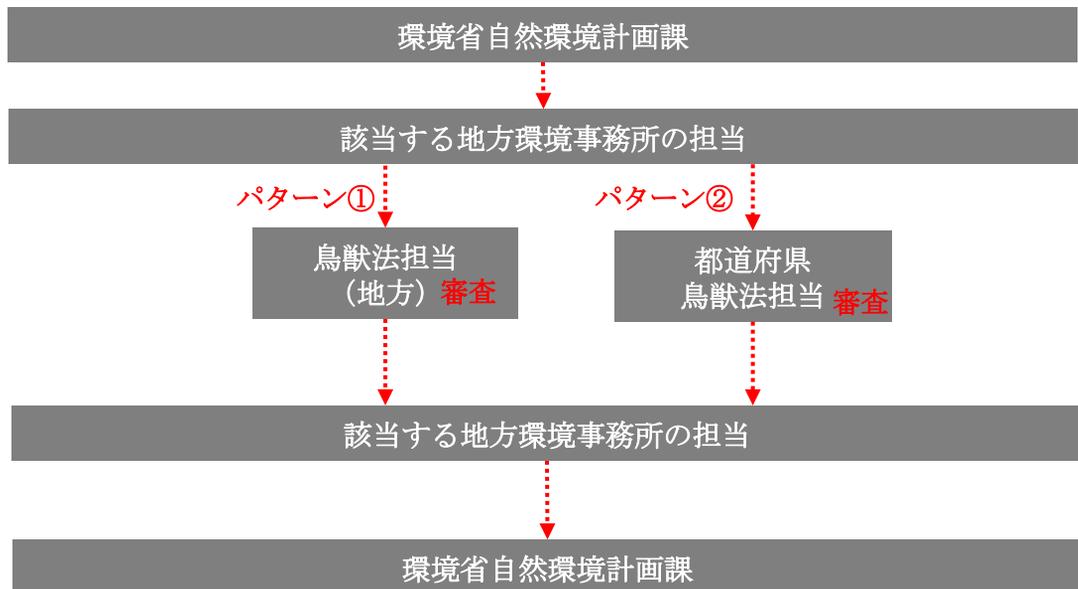
- ① 国立公園における行為許可、生態系維持回復事業の確認・認定（事務所権限）
申請者→地方環境事務所
- ② 国立公園における行為許可（本省権限）
申請者→地方環境事務所→本省
- ③ 国立公園における行為許可（法定受託権限）
申請者→都道府県
- ④ 国立公園における行為許可、生態系維持回復事業の確認・認定
申請者→都道府県
- ⑤ 国立公園における一部の行為許可（世界遺産やラムサール条約登録湿地内での行為）
申請者→都道府県→本省



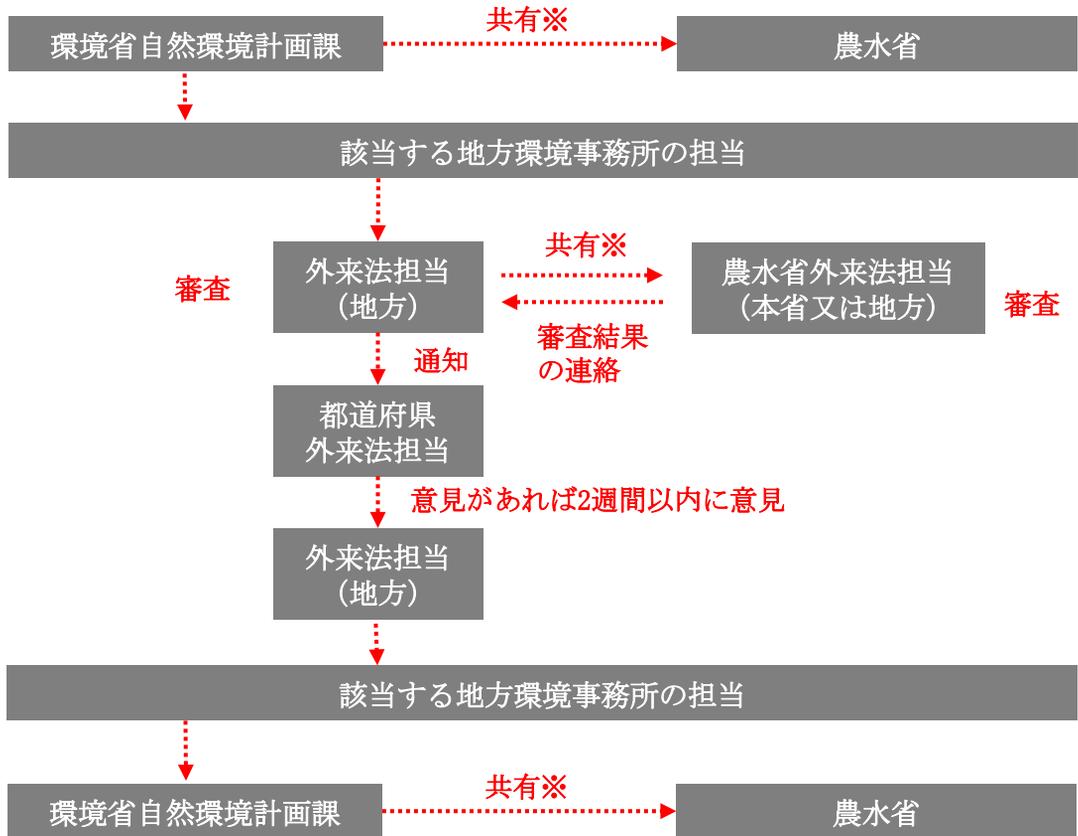
特例あり

【鳥獣法におけるパターン】

- ①国指定特別保護地区における行為許可等（事務所権限）
申請者→地方環境事務所
- ②都道府県指定特別保護地区における行為許可等
申請者→都道府県

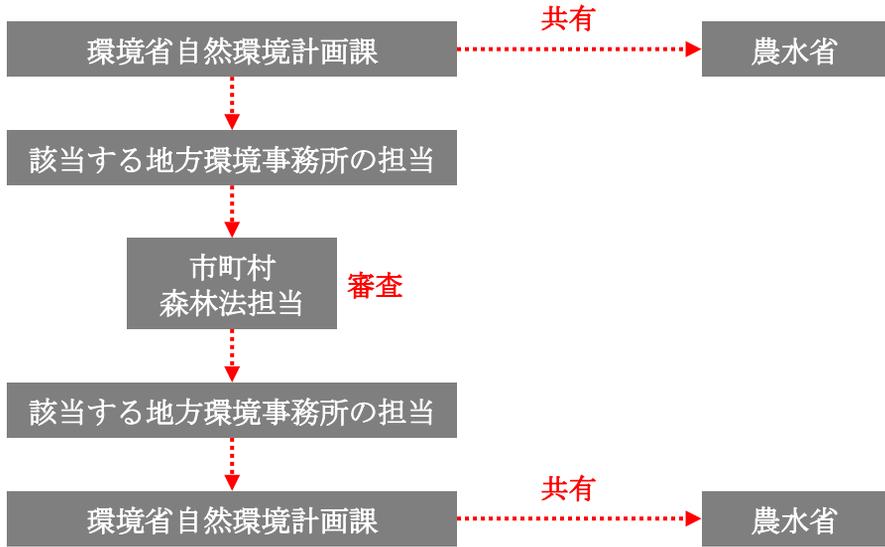


特例あり



※外来法施行規則第34条で定める共管種が特例の対象となる実施計画案のみ農水省の担当窓口（外来法の運用時と同様）に共有。審査は外来法の審査手順に基づく。

特例あり



特例あり

【都市緑地法におけるパターン】

- ① 緑地保全地域又は特別緑地保全地区が市の区域内の場合
申請者→市
- ② 緑地保全地域又は特別緑地保全地区が町村の区域内の場合
申請者→都道府県

